◇ 資　料 ◇

ミヒャエル・フェルスター

# 不法に仕えた法律家（4）

## 元帝国司法省事務次官フランツ・シュレーゲルベルガー（1876－1970年）の生涯と業績

本　田　　稔*(訳)

目　　次

第1章　序　　文
第2章　生立ちと教育課程
第3章　裁判官への任用と最初の学術論文の公表
第4章　帝国司法省への昇進　（以上，384号）
第5章　事 務 次 官
第6章　帝国司法大臣代行　（以上，385号）
第7章　独立した裁判官の破壊と司法の制御の同時実行（以上，386号）
第8章　いわゆる「安楽死作戦」
第9章　「遺伝性疾患の子孫の予防」のための法律に基づく断種措置
（以上，本号）
第10章　ポーランド人およびユダヤ人に対する犯罪
第11章　「夜と霧」――司法の犯罪
第12章　ニュルンベルク裁判における証人および被告人として
第13章　年 金 闘 争

## 第8章　いわゆる「安楽死作戦」

いわゆる「安楽死作戦」は，「T4作戦」としても知られている。その歴史は，帝国司法大臣代行であるシュレーゲルベルガーと共に，そして彼によって形成された。「安楽死」の概念はすでに存在していたが，それは国家社会主義の時代に，数

* ほんだ・みのる　立命館大学法学部教授

千人の病者の殺害に結びつけられて，誤った方向へと進められた。そこでは，死の苦しみと闘う病者のために臨死介助を行うとか，闘病生活を短くするなどといったことは重視されなかった。ヒトラーは，すでに1929年にニュルンベルクでの党大会の結語において表明していた。ドイツ民族のために最終的に「国力の強大化」を成果としてもたらすには，一部の「最も弱き人々を除去する」こと，このことが重視された[1)]。「生きるに値しない生命の抹殺」は，国家社会主義思想の最も徹底した実践であり，身の毛もよだつ最新でかつ最先端の現実であった。ヒトラーの世界像は，ブロシャートが記しているように，民族生物学的・人種理論的な国家主義によって形成されたものである[2)]。何にもまして，永遠の「種の闘争」という「自然法則」，それから導き出された「強者の権利」への信仰，これらが彼の世界像の支柱であった[3)]。闘争が話題になるとき，彼は民族相互の闘争，または彼にとって民族と同等の意味を持つ「人種」相互の闘争という範疇において物事を考えた[4)]。病者に配慮する余地は，この世界像にはなかった。なぜならば，病者は「生き残りを賭けた闘争」を闘う固有の民族を阻害するだけでしかなかったからである。「私たち全員が，腐敗した混血による長期の疾患に苦しめられています。私たちはいかにすれば自らを浄化し，身を清めることができるのでしょうか。人は哀れみの感情によって様々なことを知るようになります。内面において腐り果てたもの，内的に葛藤したものに，その感情を向けるようになります。そして，この哀れみの感情が知るのは，病者を死なせる行為だけです。歴史的に成立した民族とは何でしょうか。それは，未来という秩序概念ではありません。その概念によって覆い隠されてきた人種概念のことです」[5)]。このように考えたのは，急進的な民族主義者だけではなかった。それを求めたのは，なかでも著名な刑法家のカール・ビンディングが精神科医のアルフレート・ホッヘとの共著ですでに1920年に公刊した『生きるに値しない生命の抹殺の解禁』[6)]であった。その当時，安楽死論争に参加し，それに賛同した多くの人々のところでは人道的な観点が採用されていたが，それが部分的に重要な役割を果たしたといえても，そのような観点はヒトラーには取るに足りなかった。とはいえ，権力掌握後に安楽死に関する彼の観念を実行に移すならば，一般国民の抵抗に遭遇するおそれがあったので，彼は当分の間はそれを差し控えた。安楽死作戦において決定的に重要な役割を果たしたヒトラーの主治医のカール・ブラント博士は，後の医師裁判において次のように証言した。ヒトラーは，1935年に帝国医師会の指導者に対して，「戦争であれば，この安楽死問題が前面に押し出され，実行に移されるでしょう」と述べた。なぜならば，「問題とされている案件は，戦争の真っ最中であればあるほど，より円滑に，より容易に実行に移せるからです。

教会の側から公然たる抵抗が予想されましたが，戦争が拡大する事態の中では，それも以前のような役割を果たすことはないであろうと，総統は考えておられたようです」[7)]。

しかし，ドイツの総統は，まだ開戦前であったにもかかわらず，病者，すなわち奇形および精神薄弱の子どもを積極的に殺害すること[8)]を指示するきっかけがあることに気づいた。1938年から1939年にかけて，ある嘆願書がヒトラーのもとに届けられた。差出人は，クナウアーという名の人物で，奇形児を持つ父親であった。彼は，ライプツィヒ大学病院に入院している「この子どもをあの世に送ることができないか」[9)]と申し立てた。その手紙は，「総統官房」（KdF）を通じてヒトラーに手渡された。ヒトラーは，それを受けて，上記のブラント博士に対して，ライプツィヒに赴いて，その父親の申立を精査するよう指示を出した。その申立が承認された場合には，医師に安楽死を施す許可が与えられることになっていた。その件に知らされたギュルトナーは，その地では確実な診断が可能であるから，「この事案は，児童安楽死を……危惧する必要がなくなるきっかけになる」と説明した[10)]。ヒトラーはブラント博士を介してボーラーに類似の事案の手続を同じように進めることができるようにしたが，そのきっかけを作ったのがクナウアー事件であった。その結果として，1945年まで奇形および精神薄弱の子どもを組織的にリストアップし，実際にも殺害するという行為が展開されたのである[11)]。

開戦後，ヒトラーはあらかじめ予告していたように，もはや成人の病者を殺害するよう指示を出すことを躊躇しなかった。「アドルフ・ヒトラー　ベルリン　39年９月１日」と署名された文書には，次のように書かれていた。「病者の症状を慎重に診断したにもかかわらず，治癒不可能という相当な判断が出された場合には，その病者に対して慈悲深い死を与える権限を，とりわけ指定医にも拡大して付与することを，帝国指導部のボーラーとブラント医学博士に対して責任をもって委任する」[12)]。その文書は，「署名　アドルフ・ヒトラー」という言葉で締め括られ，ヒトラーの私用の便箋に書かれていた。その左上の隅には，公的な鷲の紋章が押されていた[13)]。この文書の日付は９月１日であり，その日付はポーランド侵攻の日であることが確認できるが，ヒトラーはそれを1939年８月にどこかで署名したに違いない。シュレーゲルベルガーは，ヒトラーが私用の便箋に書いた指示に「法律としての性格」を認めることができると考えた[14)]。多くの人々は，この文書によって自分たちが行った行為を守ってもらえると考えたのである。この点に関しては，シュレーゲルベルガーもまた同じであった。

ヒトラーが署名したことによって，大量殺人の計画が実行に移され，それが推し

進められた。それによって，1942年までに7万人から8万人に及ぶ人々が犠牲にされた。その推進は，有効性が証明された「二重国家の原理」に基づいていた。それによって，独裁者の統制に専ら服する特別の機関が設置された。「国家社会主義ドイツ労働者党総統官房」の指導部員として職務に従事していた帝国指導部のフィリップ・ボーラーは，ブラントと共同して「安楽死計画」を指揮した。ベルリンのティアガルテン通り4番地にあった簡素な住宅が「安楽死中央本部」として使用された。その建物の中で，行政管理上の技術的な連携が共同して推進された。秘密裏に構想された殺人行動を後に隠蔽するために用いられた「T4」という呼称は，この場所に由来している[15]。その計画は，ユダヤ人の殺害の場合と同じように，殺害することが相当であると思われる犠牲者をリストアップすることによって始められた[16]。そのために，さらにカムフラージュするための隠蔽機関が設置された。「帝国労働共同組合・治療養護院」がそれである。それは，総統官房第2本部所属の関係者と医学鑑定人委員会によって構成された。この隠蔽機関の構成員の一部は，偽名を用いて関わった。医学鑑定人委員会の委員長は，ヴュルツブルク大学医学部精神医学講座の主任のハイデ教授であった。「帝国労働共同組合・治療養護院」は，犠牲者を登録一覧表によって把握し，その後，鑑定によって選別した。もちろん，それには帝国内務省第4「保健衛生・民族養護」課の関与が不可欠であった。内務省においてその課を管轄する部長のリンデン博士は，治療養護院の院長に対して，どの患者を登録するかを申し立てるよう注意書を添付した質問表を送った。その質問表によれば，以下の疾病に罹患した患者で，労働能力を欠如した者を登録しなければならないとされていた。統合失調症，てんかん，治療無反応な麻痺などを付随した老年性疾患，梅毒性疾患，あらゆる原因に起因する精神薄弱，脳炎，ハンチントン病，および注意書に挙げられた他の神経性の末期症状がそれであった。さらに，注意書には，最低でも5年間継続的に施設に収容されていた患者で，犯罪的な精神病者として拘禁された者，またはドイツ国籍を持たないか，ドイツ人もしくは「同種」の血統を持たない者も挙げられていた[17]。

質問表の記入欄に必要事項が記入されて返送され，その質問用紙は複写が取られ，その後，帝国内務省第4課を介して，「帝国労働共同組合・治療養護院」の医学鑑定人委員会に転送された。医学鑑定人は，誰が犠牲者として相応しいと考慮に値するのかを，院に送られた用紙に「当」または「否」と記入して決定した。

このようにして捉えられた犠牲者を殺人施設へ連れて行くために，さらに偽装機関が設けられた。「公益法人・治療輸送有限会社」がそれである。1939年・40年の冬期以降，殺人施設として最初に利用されたのは，ヴュルテンベルクのグラーフェ

ンエック治療院であった。1940年２月以降はベルリンのブランデンブルク治療院，1940年３月以降はリンツのハルトハイム治療院，そして1940年６月以降はドレスデンのゾンネンシュタイン治療院が利用された。1941年１月以降，グラーフェンエック治療院はリンブルクのハダマール治療院に引き継がれ，1940年12月以降，ブランデンブルク治療院はザクセン＝アンハルトのベルンブルク治療院に引き継がれた。

「鑑定人によって」捉えられた犠牲者は，殺人施設に連れて行かれ，「シャワー室」でガス殺されるか，即死しない程度の注射を打たれて殺害された。大量殺人に際して生ずる死体は，言うまでもなく設置された焼却炉で焼かれた。この労働を委託された「焼却係」は，背中に十字の印を入れた死体から，まず金歯を抜き，略奪品を管理局に届けなければならなかった。

このような行動を行うための物的および人的手続に要する費用は，さらに偽装機関を介して「公益法人・施設維持財団」に支払われた。その財源は，国家社会主義ドイツ労働者党の帝国財務局長によって支出された。

殺害は「死亡事故」として扱われた。この「死亡事故」が大量に発生したために，施設付近の戸籍役場の係官に疑念を抱かれないようにするために，殺人施設には死亡診断書を交付する専門の戸籍係官が配置された。親族が疑いを抱かないようにするために，最終的に組織的な予防措置が講じられた。親族は，殺人施設に搬出された後になって，ようやく「移転」であると伝えられ，新しい施設への訪問は「帝国の防衛に関わる理由により」許可されないと記載された定型的な書面が送られた。死亡通知は，最終的にはお悔やみ状の形式で送付され，そこにはその都度とってつけた疾病が死亡原因として示されていた。さらに，その通知によって，死体は「伝染病対策上の理由により」すでに火葬されたこと，そして骨壺は送り届けられる予定になっていることが伝えられた。

このように広範囲に渡って作業を行い，偽装措置を講じたにもかかわらず，この大量殺人を隠し通すことはできなかった。というのも，一部には，偽装措置に責任を負う者のところで，一連の不手際があったからである。そのため，ある家族に間違って２つの骨壺が送られてきたり，他の家族には，犠牲者はすでに10年前に盲腸の切除手術を受けていたにもかかわらず，盲腸炎が死亡理由として示されたりした[18)]。しかし，大量殺人を隠し通すことができなかった真の理由は，大量殺人そのものにあった。大量殺人は，占領され，まばらに入植された東部地域において行われたのではなく，（オーストリア併合以前の）「旧ドイツ帝国」の中心部において，つまりドイツ国民が居住する目と鼻の先で行われた。それが，隠し通せなかった実際の理由であった。

偽装された行動の背景にあった真の事情は，殺人施設の付近に住んでいた住人にどのように伝えられていたのか。それについて，フランクフルト・アム・マインの上級州裁判所長官の状況報告が明らかにしている。同長官が1941年５月に帝国司法省に送ったその報告は，次のようなものであった。

「……治療養護院が設置されている場所，そしてその付近の場所，しかもすでに一部には比較的大きな地域，例えばラインガウ地域においては，生きるに値しない生命の抹殺の問題が不断に論じられています。病者を収容先の施設から連れ出す車両があることは，住民に知られています。ある人物が私に話したように，その輸送手段が到着すると，子どもたちが大声で叫んだそうです。ほら，誰かがガス室に送られるぞ，と。リンブルクでは，ヴァイルミュンスターからハダマールの抹殺施設までの往路を乗客を輸送する大型バスが，窓にカーテンを掛けた状態で，１日あたり１台から３台運行しています。そこに到着し，説明を受けた後，人々は衣服を脱がされて裸になり，紙製のシャツを着せられ，即座にガス室に送られ，青酸ガスと麻酔作用のある補助ガスによって抹殺されます。焼却場に向かう集団毎に１つの焼却炉が使用され，その都度６体の死体が作り出されます。ハダマールの焼却場では，ぎっしりとつまった煤を見ることができます。……以上のように，私は私が受けた報告に基づいて，住民の間で，またフランクフルト・アム・マインの大都会で，このようなうわさが広まっていることを説明しました。とはいえ，この報告の真偽を確かめることは私には不可能です」[19]。

国家機関によって指示を受けたのは，最初は帝国内務省だけであったが，安楽死作戦は他の機関に秘密にされることなく実行された[20]。大量殺人によって窮地に追い込まれたのは，とくに司法省であった。というのも，大量殺人は司法省であっても秘密にされていたからである。病者に対する殺人を理由とした匿名の報告が検事局に届けられた[21]。後見裁判所の判事のところには，被後見人がどこにいるのか，その所在はどこなのかと，後見人と親族からの問い合わせがあった[22]。

このような事態が生じていた。とはいうものの，そのこと自体が国民の間で騒動を巻き起こしたり，司法省の機関のところで不安が生ずるようなことはなかった。最終的に強制収容所に収容された政治犯，遊牧民およびユダヤ人は数千人に達した。ユダヤの隣人は，これまでになく中傷され，公の場で脅され，そして権利を剥奪され，公的に苦しめられ，最終的に「消された」。平均的な市民は，そのような彼らの運命を，内心では残念に思うのがやっとのことであったが，実際にはそれを承認していた。戦争が勃発した後，自分の身を案じて，前線にいる息子と夫の身を案じて，連れ去られていくユダヤの同胞の運命について問題にする人は次第に少な

くなり，もはやほとんどいなくなった。ただし，安楽死計画の犠牲者の場合は違っていた。なぜなら，その場合，親族は犠牲者の 1 人であったからである。フランクフルト・アム・マイン上級州裁判所長官は，すでに引用した1941年の状況報告の中で次のように記した。「住民の想像力をかき立てる外的な事象が起こっていますが，それはさておき，若い頃は立派に働いていた人々，今や年老いてから精神薄弱になった人々が抹殺されているのかという問題について，住民は不安を感じています。高齢者施設も撤去されるのでないかとうわさしています。住民は，とくに精神薄弱になった老人が安楽死されずにいられること，それを保障する整然とした手続を伴う法的規制を求めています」[23)]。

独裁と公然たるテロは圧迫感や恐怖を拡大させたが，安楽死計画において益々増大する不安や個別的に発生する公的な抵抗を阻むことはできなかった。1940年 7 月には殺害された病者の数は一時，最高を記録したが，その時に起こった最初の抵抗は注目に値するものであった。なかでも重要なのは，司法機関，プロテスタント教会および医師会に所属する個人によるものであった[24)]。

1940年 7 月当時，それまで何も知らされていなかった司法省は，後にシュレーゲルベルガーが法律家裁判において表明したように，「この命令を実施することに対して一定の疑念が生じていた」ことを，その頂点にいるギュルトナーとともに経験していた[25)]。

1940年 7 月 8 日，ブランデンブルク後見裁判所判事の職にあったロタール・クライシヒは，「司法大臣殿」宛てに手紙を書いた。クライシヒは，手紙の中で，精神病者がハルトハイムの施設と他の施設に収容され，そこで「殺害」されたことが明らかであるといううわさと報告を受けて，後見人として活動を経験したことを赤裸々に記した[26)]。彼は，このような疑いについて述べて，手紙を次のように続けた。「私は，私の推測が的を射ていることを前提にしています。施設で養護措置を受けている精神病者は，親族，法定代理人および後見裁判所が知らないところで，整序された法的手続の保障を受けることなく，そして法律上の根拠を示されることなく，死へ追いやられているということを前提にしています」。彼は，「生きるに値しない生命の抹殺」とキリスト教倫理が一致しているか否かの問題に立ち入って考え，それを次のように指摘した。「人が，生命が意義あるものであることを理解しないか，あるいは意義あるもの以上のものであることを理解しないのは，彼が制限された理性に基づいているからです。生命を終わらせてもよいというのは，人間が備えている極悪非道さであり，思い上がりです」。彼は，その法的評価について立ち入って考え，「法的な保障を欠いているので」，「良心に基づいて反対せざるをえ

ません」として，結論として「措置」という名の殺人を非難した。手紙は最後に，独裁制において司法が担っている役割は拘禁的な役割であると印象深く記し，それはフレンケルの「二重国家」とほぼ同じであると，最も厳しい非難の言葉で結んだ。

「ハルトハイムの施設は，あらゆる報告書において死亡理由を自然死と記載しています。ある事案について報告書では，病者の生命維持のための医師による施術の全ては功を奏さなかったと付け加えています。その後ほどなくして，精神病者の殺害は，強制収容所の存在と同じように日常的な現実として認識されるようになりました。それは私と同様に誰もが知っていることです。

法とは何でしょうか。法とは民にとって有益なもののことです。この崇高な教えの名の下において，ドイツのあらゆる法の番人によっても，なおも抗うことのできない教えの名の下において，共同体の生の全ての領域は，法の外に置かれています。法は不完全な状態にあります。それに対して，完全なのは何かというと，それは例えば強制収容所のような機関です。今では治療養護施設もそうです。その２つの機関が効果の点において共通して持っているのは，どのような意味でしょうか。もう少し待って結果を見なければなりませんが，精神的錯乱に陥ったことに責任のない民族敵対者を死に追いやることが正しいのでしょうか。それとも治療困難な世の不幸である民族敵対者を多額の費用をかけて管理し，食べさせてあげることが正しいのでしょうか。このような考えが頭をよぎります」。

彼は，判事の職が次のようなものであると考え，それを確認することによって手紙を結んだ。「それは，法を擁護することです。しかし，まずは私が所属する機関の上級の所轄官庁から教示と助言を得ることが私のなすべき義務です。よろしくお願い申し上げます」。

このように非常に驚くべきほどの明確かつ大胆な手紙を書いた人物がいることを帝国司法省で知らない者はいなかった。傑出した成績と勤務実績を備えていることがお墨付きのこの法律家は，告白教会の積極的な信者として，国家社会主義の教会政策を公然と非難してきたために，すでに目立った存在であった。それゆえ，彼に対して退職措置をとるための手続が開始されたが，それにもかかわらず，帝国裁判所，とくにフライスラーは彼を留任させた。教会との対立を避けるためである[27)]。

1940年７月，もう１通の抗議の手紙が帝国司法省に届けられた。手書きの手紙の差出人は，匿名を希望し，「上級政府参事官Ｎ」と署名し，ヴュルテンベルクの施設に収容されている統合失調症の息子の父親であることを明記していた。彼は自らが観察してきたことを報告し，自分の息子がこの措置の犠牲になった場合，刑事告

発し，「この犯罪が全ての外国の新聞に公表」[28]されるよう手配するつもりであると警告した。

ビーレフェルトにあるベテル養護施設のプロテスタント教会のブラウネ牧師とフォン・ボーデルシュヴァイク牧師は，「安楽死作戦」を止めさせるために必死の努力を続けていた。7月12日，著名な外科医のザウエルブルッフ教授を伴って，ギュルトナーの私邸を訪問した。ブラウネ牧師は，そこで安楽死作戦を詳細に説明し，また物的証拠を提示した[29]。ギュルトナーは，驚愕して「そのような措置は法的性格を欠いている」と述べ，彼らに協力することを約束した[30]。

シュトゥットガルト検事長は，7月15日に帝国司法省に対して手紙を書き，精神病者に対する謀殺罪を理由とした匿名の告発があったことを報告した。検事長の代理として署名した上級検察官のホルツホイザーは，捜査に着手すべきか否か，またゲシュタポに要請を出すべきか否かについて指示を仰いだ[31]。

ギュルトナーは事態がこのように推移したために，追い込まれ，もはや行動を起こさざるをえなくなった。彼は執務室で事案を精査し，それをフライスラーに送り[32]，「このような投書があれば，私のところに集めるよう依頼した」[33]。それがシュレーゲルベルガーではなく，フライスラーに託されたのは，フライスラーにとっては当然のことであった。というのも，フライスラーは司法省の刑事法部会を担当していたからである。その後すぐに後見裁判所判事のクライシヒに対応しなければならなかったのも，また7月に協議のために彼に対処したのも，フライスラーであった[34]。少なくともシュレーゲルベルガーは，職務上はこの事態に関わっていなかった。それに従事するようになったのは，その後の経過の中でギュルトナーから要請を受けたからであった[35]。

ギュルトナーは，ボーラーがこの作戦に関与していることを薄々感じていたが，この作戦の背景事情について，まずは引き続き説明を受けて，それを自分のところで明らかにしなければならなかった。彼が真っ先に相談したのは，内閣官房長官のランマース博士であった。ランマースは，7月23日に相談に応じた際，ギュルトナーに対して，責任がどこにあるのかについて説明し，またヒトラーが「安楽死」を法律で規律することを拒んでいることも伝えた[36]。ランマースは，その上でギュルトナーに提案を出した。ギュルトナーはその提案に従って，翌日の7月24日にクライシヒの手紙とシュトゥットガルト検事局の報告書のコピーを送付した。ギュルトナーは，それらに関する添付資料を付けて，「帝国労働共同組合・治療養護院」が責任を負っているのはヒトラーに対してだけであり，そのために大量殺人を秘密裏に行っていること，そのために帝国司法省が苦境に立たされていることを再度明

らかにした。「昨日，貴殿が私にお話されたように，総統は，法律を公布することを拒んでおられるようです。私の確信するところでは，精神病者を殺害することは直ちに中止する必要があり，法律の公布を拒否していることからも，それは明白です。偽装が試みられていますが，それでも現在とられている手続が急速に広く知れ渡っていることは言うまでもありません。それがいかなる苦痛をもたらすかということを添付資料から察していただくようお願いします。この問題についての問い合わせの件数は，増加していくでしょう。公的にそれに回答することは，普段はあまり見られないほど難しいことです。というのも，事実関係も，総統からの指示の内容も，知るよしもないからです。帝国司法行政機関が手続全体について何も知らないという状況にあることは，私自身が所属する行政機関にとって信じがたいことです」[37]。

これを受けて，フライスラーは，後見裁判所判事のクライシヒを司法省に招いて，話し合いに応じた[38]。後に安楽死医師のハイデ教授に対する捜査手続が進められるようになったが，クライシヒは，捜査機関に対して，フライスラーと話し合った内容を詳細に述べた[39]。それによれば，フライスラーはこの機会に「法的保障の措置を設ける」つもりであり，そのために事前の草案について総統官房と折衝したいと考えていると，クライシヒに明言した。フライスラーはかん高い声で述べて，国家社会主義の行刑機関を伴った司法省が難題を抱えていることをほのめかした。「それでも，やはり……全体主義・国家社会主義の革命は，法的形態において前進する唯一の革命なのです」。彼，クライシヒは，この話し合いの終わりにフライスラーに対して，謀殺に責任を負う人物を告発するつもりであることを予告した。フライスラーは，帝国指導部のボーラーが総統官房においてこの措置の実行に携わっていること，彼，フライスラーが刑事告発を歓迎していることを明確に述べ，付け加えた。「総統官房にいる人々に法的規制の必要性を納得してもらう方が適しているのかもしれません」。

ラーフェンスブルク検事局宛ての匿名の刑事告発があったことが，シュトゥットガルト上級検察官のホルツホイザーから報告された。8月になって，フライスラーはホルツホイザーに対して，この案件に関する全ての告発を報告事案として取り扱い，その後とられる措置を待つよう指示した[40]。ギュルトナーは，その間にもボーラーと連絡をとり，彼に繰り返し相談を持ちかけていた。ただし，相談の経過とその内容は明らかにされていない。シュレーゲルベルガーの証言によれば，ギュルトナーはその時，安楽死に関するヒトラーの書面での指示を自分に提示するよう繰り返し迫ったという[41]。ボーラーは，その後の相談を経て，1940年8月27日にその書

面を提示した。

ギュルトナーは，少なくともヒトラーの「命令」に関する施行規則を議論して作成することができるという希望をまだ持っていた。シュレーゲルベルガーの証言によれば，ギュルトナーは少なくとも「その同じ日」の７月24日付けのランマース宛ての手紙のコピーをボーラーに転送するようシュレーゲルベルガーに依頼した。「私の経験から察すれば，ギュルトナーはフライスラーに連絡できないので，この依頼を私に電話で伝えてきたのです」[42)]。ボーラーはこれを受けて，1940年９月５日に次のように回答した。

「私は，総統からの委任に基づいて，適切にとられるべき措置を遂行することにのみ責任を負う者として，私が必要と考える指示を私の助手に与えました。特別に書面によって明記しなければならない施行規則のようなものを公布することは，もはや必要ではないと，私は考えています」[43)]。ギュルトナーがシュレーゲルベルガーに依頼したのは，この事案に関してギュルトナーが行った最後の試みであった。彼にはもはやヒトラーの顔色を窺う考えはなかった。ランマースは，このことについてニュルンベルクの医師裁判において次のように証言した。「私は，彼（ギュルトナー）に対して，総統に上申できることを忠告しました。しかし，ギュルトナー帝国司法大臣は，私の知る限りでは，総統とは行動を共にしていませんでした。しかし，与えられた委任を遂行するにあたって，総統の法律命令が存在している，遵守すべき法律命令が存在しているという立場に立っていました」[44)]。

区裁判所判事のクライシヒは，その間にも謀殺の刑事告発を行い，彼が担当する地区の様々な治療養護院に収容された被収容者で，彼の監護下にある被収容者が移動させられる前に，その同意を得るよう治療養護院に対して指示を出した。しかし，ギュルトナーはクライシヒに対してその指示を撤回させるために，９月13日に話し合った。彼はクライシヒに対してヒトラーの書面の指示を提示したが，クライシヒはそれに法的拘束力があることを否定した。ギュルトナーは，クライシヒが「総統の意思が法を創造する法源であることを承認」しないならば，裁判官であり続けることはできないと注意し，彼に対してドイツ官吏法71条に基づく退職手続をとる用意があることを告知した[45)]。

シュレーゲルベルガーが「安楽死作戦」という複合体に関して後に述べた証言が信用できるものであるならば，作戦はギュルトナーにとって非常に煩わしいものであった[46)]。ブラウネ牧師とフォン・ボーデルシュヴァイク牧師もまた，「私たちの抗議に対して，帝国政府の１人の閣僚として完全な理解を示したことを確認でき，驚きました」と述べた[47)]。しかし，このカトリック教徒を悩ましたのは，「その種

の措置の背徳性」ではなく，ギュルトナーや司法省に対する「申し訳なさ」であった。司法省は自らの機関に対してより正確な情報を与えようとしても，与えることができず，自ら無為無策であることを認めざるを得なかった。「お前の帝国では，集団が行進を続けながら殺害されているが，お前はそれについて何も知らないんだなと，帝国司法大臣を信頼する人々から言われたならば，それは大臣にとって致命的な事態以外の何ものでもありません」と，ギュルトナーはプロテスタントの神学者に対して述べた[48)]。

しかし，敬虔なカトリック教徒は，影響を与えることができないと最終的に自認し，「法源としての総統の意思」を承認し，それをもって十分であると思うようになったとき，謀殺と折り合いをつけることができたようである。ギュルトナーが，この事案に関して様々な試みをした際，司法省には困難があることを指摘し，法による規制を強く求めることに限って試みをしたのは，たんなる戦術上の抵抗ではなかったのである。

ギュルトナーは，最終的に「安楽死令」の公布を提案し，それをもって「法源」を指し示すことができると考えていた。しかし，その後でも司法省にとっての困難はまだ解消されなかった。それどころか，司法省には下級部署から断続的に報告が届けられ，それによって司法省の不安は増幅しさえした。シュトゥットガルト上級州裁判所長官は，1940年８月31日の状況報告において指摘した。問題が益々知れ渡っている。（独自に設置した）グラーフェンエック戸籍役場は，死亡事件につき公式に告発状を提出し，それがうずたかく積み上げられ，遺産裁判所の注目を集めたが，そのようなことは遺産裁判所だけに限られたことではないと指摘した[49)]。帝国司法省の局長のズクホメル博士は，1940年10月８日付けのフライスラー宛ての備忘録に，ウィーンの精神科医が次のような発言をしたのを聞いたことがあると記した。「責任能力がないことを理由に，手続を打ち切り，被告人を治療施設に収容するのが効果的である，というような鑑定を提出することは私にはできません。なぜならば，被告人に死刑判決を言い渡しているのではないかと，心配しなければならないからです」。フライスラーは翌日にこれに対して答えて，この資料は無条件にランマースに届けられなければならないと述べた。彼はそれに付け加えて書いた。「私は次のことを指摘したいと思います。精神科医が鑑定書を自由に提出できると信じていないから，刑事司法の安定性とならんで公共の安全が危険にさらされたのだと指摘したいと思います」[50)]。裁判官もまた，被告人を治療施設に収容することを躊躇った。なぜならば，そうすることによって「同時に死刑を宣告する」[51)]ことになるのでは，と恐れたからである。

シュトゥットガルト検事局は，1940年10月12日の書簡にロットヴァイルの上級検察官の報告を掲載した。書簡は，その報告に基づいて，次のように書かれていた。「要扶助者が奇妙なことにも大量死しているのでは，大量に殺害されているのでは，といったうわさは，燎原の炎のように燃え広がりました」。そして，上級検察官の報告は，次のことを確認して結んでいる。「問題のその後の結末は，根深い不信感となって残るでしょう。それは直接関わった行政機関に向けられるだけでなく，司法機関にも向けられるでしょう。司法機関は，この種の事柄を止めさせることはおろか，それを調停することさえできていませんし，それを試みることさえしていません」[52)]。

これらの請願がギュルトナーに個人的に提出され，その後も多くの請願は提出された。しかし，ギュルトナーはそれに消極的な態度をとり，その請願をときおりランマースに転送することはあっても，それ以外に何もしなかった。検事長と上級州裁判所長官は，それ以外の指示も与えられず，またより詳細な情報を提供されることもなかった。フライスラーは，区裁判所判事のクライシヒに対して，総統官房との間で法案に関して交渉し，「法的保障」を行うことになっていると大ぼらを吹いたが，彼も司法大臣と同じように諦めていたようであった。シュレーゲルベルガーは，ギュルトナーが逝去する直前に彼の私宅を訪問し，ギュルトナーからこの案件に関する請願の全てをランマースに送るよう依頼を受けた。シュレーゲルベルガーは，その際に次のように言い添えた。「そうですね。そうすれば，おそらく印象には残りますね」[53)]。

シュレーゲルベルガーは，1941年１月19日にギュルトナーが逝去した後，省の職務の指揮を引き継いだとき，ギュルトナーの消極的な諦めの雰囲気をそのまま放置しなかった。証明されねばならないことがある。彼が野心的で，常に行動へと向かっていく気質に対応した行動をとったことがそれである。

まず，彼は逝去した彼の上司の「最後の意思に……ある程度までは」[54)]従い，その間に司法省に宛てられた請願をまとめた４冊のノートファイルを1941年３月４日にランマースに送った。彼が書いた長文の添書きの中で[55)]，「安楽死措置」によって司法省の職務がこうむった困難をもう一度長々と示した。彼はそこで後見事案と遺産事案の非係争手続，刑事手続，「国家および党に対する陰険な攻撃に関する法律に基づく手続」を個別的に区別した。この区別に従って，彼は３冊のノートに添付された資料を整理し，４冊目のノートには教会関係者などからの請願を添えた。

彼は，後見裁判所の判事が精神病者を他の治療施設に移転させることに反対したことに関して，それは後見人制度の領域にとって「何の役にも立たない」と述べ，

「被後見人の運命に関して不確実なことが……後見裁判所の事案の財産法上の取り扱いを」阻んでいるのだと訴えた。裁判官は，問い合わせの際に，精神病者の運命に関して推測している内容を伝えることをためらうこともあった。なぜならば，職務上の指針は何ら示されていなかったし，しかも責任逃れの回答を与えることもできなかったからである。彼は，遺産事案に関する困難さをこのように指摘した。

彼は，刑事手続に関して，事情を知らない検事局が，すでに殺害された精神病者とは別に手続を遂行したことが弊害になっていると指摘した。また，裁判所はそれ以外にも有罪確定者の身柄の収容期間について決定しなければならなかったが，「除去」された精神病者について何ら知らされなかったことは，「特に好ましいことではないと指摘した」ことを報告した。また，彼は「刑事手続の基礎」が揺らいでいることを指摘した。なぜならば，鑑定医は鑑定書によって生死を決定しなければならなかったために，鑑定書の作成において自信が持てなくなったからである。さらに彼は，検事局は親族や第３者の謀殺の告発によって生じた困難さに苛まれていると報告した。そして最後に，「被疑者の供述は，生存能力のない者の殺害に関するものであった」が，いわゆる「陰険令手続」の遂行にあたって，司法機関の内部にはその限りにおいて不一致があると報告した。彼は，次のように指摘した。「そのように殺害が行われているという話を拡散したかどで陰険令の手続がとられていますが，その手続の遂行は……たとえ非公開の公判であっても，特に重要なもの」であるという。「というのも，陰険令の犯罪の構成要件の個々の要素の説明は，生きるに値しない生命の抹殺の全般的な問題の解明になるからです」。しかし，陰険令手続が進められない場合には，不安が生ずることを伝えることをはばからなかった。「他方で，このようにして，良心を欠いた煽動者を正当に処罰する機会が奪われました」。彼が「良心を欠いた煽動者」という表現で想定している人物について，彼はいくつかの文章を書いた。「除去措置は秘密裏に執行されたので，国民の間で様々なうわさが広がりました。それは国家否定的な輩によって強められました」。

最後に彼は，それ以外の請願と申請について報告した。彼は請願書の中から，「帝国のあらゆる分野における広範な国民の集団は，その措置についてもっとも不安を感じています」という部分を取り出した。しかし，彼はこの発言を次のように確認することによって軽視した。「どこに不安があるのかというと，それは生きるに値しない者に慈悲深い死が与えられていることではありません。根拠となる命令を知らない国民が考えているように，この措置が秘密裏に行われていることにあります。つまり，法律上の根拠なしに行われていることにあります」。

彼は，書簡の最初から最後まで，「生存能力のない者を除去することは，帝国司

法機関の管轄に属する事柄ではありません」と確認した。ここに，彼が他の部署，とくに総統官房の権限を問題視しているという印象を回避する努力が現れている。総じて，書簡は全体として措置それ自体に対する批判へと収斂しかねない印象を回避することに向けられた。なぜならば，シュレーゲルベルガーは，この書簡が最終的にはボーラーのところにも届けられることを知っていたからである。

その人物は，ギュルトナーが当初のうちはまだ追求していた措置の正当化の可能性の問題を自ら論じなかった。フライスラーのように深い行動もせず，また「法的保障」を手配することも望まず，ただ控え目な方法によって技術的な問題を列挙するだけであった。ボーラーにとっても，最終的には技術的な困難を解決することが重要であったに違いなかったので，その人物はボーラーにとって良き相談相手になった。それゆえ，シュレーゲルベルガーが技術的問題を解決するための交渉をボーラーと共に行ったこと，それどころか最終的には一定の共同作業を比較的迅速に実行したことは，驚くに値しない。

彼は，ボーラーが配属されている部署を訪問し，「技術的な手続」に関する資料と書類を送付することについて，了解していると伝えた[56]。シュレーゲルベルガーは後の法律家裁判において，ボーラーとの話し合いにおいて，「全体の事態が恐ろしいものであることを，もう一度強調して想起させました」と証言した。彼は，「状況が命じた」戦術に従いながら，戦時期における国民大衆の世論を指摘し，「そういうこともあって私は，最終的にボーラーが動揺しているような印象を受けました」。この証言の内容的な真実性は，疑ってかからなければならない。当初，ギュルトナーとフライスラーは，措置に対して批判的な態度をとっていたために，ボーラーは司法省といかなる共同作業も拒否することを決意していたからである。国民大衆の世論によって提起される問題というものも，シュレーゲルベルガーが指摘するまでもなく，知りうるものであった。ボーラーがようやく司法省と共同作業することを決めるように立場を変えたのは，司法省から干渉を受けることはもはやない，どのような干渉も「非政治的な専門家」から受けることはないと疑いを払拭できたからである。というのも，その「非政治的な専門家」は，体制に対して非常に忠誠を誓っていること示しつつも，公には影響力がなかったからである。ボーラーは，自らは政治的な損失を被ることなく，技術的な問題を解決できる機会であるという考えが脳裡に浮かんだのである。

新しい協力関係は，直ちに実を結んだ。ボーラーの上級補佐官を務めるブラックは，1941年 4 月18日，「敬愛するシュレーゲルベルガー博士」に対して，「申し合わせに基づいて」，彼が希望する資料を送付し，それを「個人的に管理する」よう要

請を添えた[57]。1941年４月22日，ブラックは続けて手紙を書き，その中で，司法機関の側から「作戦に関する言語道断な意見」が個別的に表明されていることについて，３つの事例を挙げて苦情を訴えた。この点に関して，クレーは適切にも，帝国司法省はもはや違法な殺人について意見を述べたのではなく，そのような意見を受け付けていただけであると記している[58]。

シュレーゲルベルガーは，すでに４月17日に回覧広報を通じて，上級州裁判所長官と検事長を４月23日，24日の両日にベルリンで開催される会議に招聘した[59]。その場では，最上級の司法機関として発表がかなり遅れていた「安楽死作戦」に関する公式の見解表明が行われることになっていた。

しかし，その直前の1941年４月22日，シュレーゲルベルガーは，上級州裁判所長官と検事長に対して回覧命令を出した。そこには次のように記されていた。「生きるに値しない生命の抹殺の件。生きるに値しない生命を抹殺する問題について意味を持ちうる事案が貴殿の地区にある場合，会議の報告議題に関連するものであれば，どのような個別の事案であっても意見表明をお願いする」[60]。会議の開催まで時間的余裕がなかったので，この回覧命令は参加者が会議に出席する時点において初めて直接に伝えられた可能性がある。上級州裁判所長官と検事長とならんで，帝国裁判所，民族裁判所，土地世襲裁判所および帝国特許庁の各々の長官も招聘されていた。司法省の側では，シュレーゲルベルガーとならんでフライスラーと数人の省の官僚も出席していた。ボーラーは，ブラックとハイデ教授を報告者として派遣した。

シュレーゲルベルガーは，会議の場所をプリンツ・アルベルト通りにある「飛行士の家」に変更させた。というのも，帝国司法省の建物は，ヒトラーによる侵略行動が開始されたことで業務が拡張したため，帝国司法省の機構にとって狭すぎたためであった。招聘者は，逝去したギュルトナー大臣を回想する崇高な言葉をもって会議を開会した。参加者全員が大臣のために起立した[61]。それに続いて，ある人が賞賛の辞を厳粛な言葉で話した。ヒトラーによる侵略行動によって，「巨大な空間的拡張がもたらされ，そのことによって帝国司法省は新たな生の目的をも獲得することができました。この目的は，大ドイツ帝国の復興，ドイツによって指導された平和なヨーロッパの復興に全力で協力することです」。その際，彼が空間的拡張として挙げたのは，ダンツィヒ，ポズナニ，カトヴィッツ，ライトメルリッツ，リンツ，グラーツおよびインスブルックの地区であった。その地は，「わが国の管理が及ぶ血液循環の中」にすでに編入された。

会議の冒頭は，このようなものであった。それを踏まえて，省の頂点に立った新

しい人物が「義務」について語った。「自覚的かつ非妥協的に司法を国家社会主義の国家へと不断に統合する」ことが，次のような脈絡において繰り返された。

「司法は，今でもしばしば，ある偏見に直面しています。それは今でも頻繁に誤解されている裁判案の独立という概念に結び付いています。様々な指示を受けることなく独立していることは，確立した民族の確信によれば，裁判官の自明かつ不可欠の特徴であります。法というものを語ることが許されるのは，この意味において独立している裁判官のみであることを，総統はすでに最初の首相演説において強調されました。裁判官は，判決を発見するにあたり，何らの指示にも拘束されず，自由であることを認識しています。裁判官は，自由に，そして独立して法を発見し，剣が象徴する法への信仰を勇気をもって告白するに違いありません。真の裁判官，すなわち内心の独立性は，指示に拘束されない自由に結び付けられねばなりません。独立性は，そのような裁判官の特徴なのです。真の裁判官は，影響を及ぼすものに対して，それに抗う体力を自らの内に持っていなければなりません。部外者の意見表明から不安なまま接触を断っているからといって，そのことで抗う体力を持つことの代わりにしてはいけません。真に独立しているのは誰であるかというと，それは法律事案に関して存在しているあらゆる見解を完全に認識した人，そして知性によって基礎づけられた内心の独立性に基づいて判断する人だけです。

しかし，それとならんで重要なのは次のことです。民族は，それが信頼を寄せている裁判官によって司法権が行使されることを求めています。制度としての教養ある裁判官というものは，生の諸関係や法秩序が益々見通すことができなくなったために生じた結果でしかありません。しかしながら，教養ある裁判官というものは，過去の時代の民族裁判官と同様に民族共同体において存在しなければなりません。民族はこのことをよく覚えています。裁判官が心の底で民族と結びついていないと感じているならば，民族から総統を通して彼に与えられた法を発見するという使命を遂行することはできません。裁判官が法を語るのは，民族の名においてです。彼が属する民族の世界観は，根本的に，そして確固たる力をもって変化しました。それは，あの運動の勝利後のドイツにおけるのと同じです。裁判官が自らの職務を忠実に遂行することができるのは，この新しい世界観を全身で受け止めたときだけです。今や，党綱領において承認された人倫秩序と世界観を考慮に入れることによって，さらにはそれを創造された人の，天性の識者の，すなわち総統の重要な意思表明を考慮に入れることによって，妥当する法のあらゆる規範を解釈し，適用することができるのです。裁判官の独立性を引き合いに出して，それを否認しようとする者は，国家が彼を拘束している力の度合い見誤ることになるでしょう。この拘束さ

れた状態を維持することは，あらゆる裁判官の自明の義務であります。裁判官は，責任を誰に負っているのでしょうか。裁判官は総統に責任を負っています。裁判官が法を語る権限を導き出すところの総統に負っているのです……。

皆さん！　帝国司法行政機関の全ての官吏がこの意味において自らを国家社会主義の国家に不断に統合することに力を尽くすこと，これが私の喫緊の任務であります。私がこの任務を遂行できるのは，私の前に結集した官職たる司法の指導者集団に無条件に依拠することができるときです。皆さん！　皆さんを介して，あるいはより的確に言うならば，皆さんを出発点として，このように自らを国家に統合する必要性の認識は，皆さんの下にいる人々に目的意識的に広まり，誰１人例外なく広まっていくに違いありません。総統は皆さんの職務の遂行にとって意味のある決定をなされていますが，そのあらゆる決定を皆さんが熟知できるようにすることが，私に課された義務であります。皆さんは，事実を認識しなければなりません。うわさのようなものを認識する必要はありません。そうでなければ，裁判官と検察官が無責任にも総統の意思に矛盾するといった事態を避けることは難しいでしょう。

皆さん！　生きるに値しない生命の抹殺に関して，様々な問題があろうかと思います。どのような問題があるのか。皆さんの口頭報告において，あるいは文書報告において，その後も引き続き疑問が出されています。国民の間に信じがたいうわさが飛び交っていることが，皆さんから報告されています。そして，事態に関して知らないために，啓蒙的に働き掛けることができないといった嘆きも聞こえてきます。このような嘆きには理由があります。それゆえ，私が省の職務を引き継いだ後，直ちにこれを明確にする機会を求めました。そのために詳細な説明をしていただいた総統官房長官，帝国指導部のボーラー氏に対して，私はこの場を借りて感謝を申し上げたいと思います。しかし，私がより以上に彼に感謝するのは，この会議に出席している上級州裁判所長官と検事長の職務遂行に必要な情報を提供する用意があることを，彼が一等専門官を通じて表明したことに対してです。私は，上級職務指導部，帝国専門指導部のブラック氏と大学教授のハイデ氏の両氏を歓迎し，詳細な説明をしていただくようお願いしております」。

シュレーゲルベルガーは，保守的な民間出身者の多い司法機関とファッショ的な国家社会主義の措置国家とを橋渡しすることを試みた。その時用いた言葉は，偏見のない考察者には説得的に聞こえたが，彼は独立した司法を維持することにこだわった。独立した裁判官は，法適用にあたって，その時々の支配的な社会生活上の交渉観念との一致を追及しなければならない。これが一般に承認された法命題であった（今もそうである）。しかし，その橋には一方通行の道しかなかった。彼が

発した言葉は美辞麗句であった。彼はそれを自分の行動で暴露し，それを叩き潰した。「生きるに値しない生命」は例外なく抹殺されるべきであるという考えは，それ自体として，その当時の民族の中に普通にあった社会生活上の交渉観念に対応するものではなかった。司法機関の状況報告がそれを印象深く示しており，それは作戦が秘密裏に行われざるを得なかった理由でもあった。彼は，強く求められた裁判官の独立性に犠牲を強いて，司法機関を国家社会主義の支配に服従させたのである。彼は，「講演の事案に関するあらゆる個別の事例」を明らかにするために，検事局と裁判所に対して，1941年 4 月22日の極秘回覧命令において出した指示によって，職務上の捜査義務に違反するよう命じた。つまり，権利を追求する市民に対して法的な聴聞を保障する義務に違反するよう命じたのである。独立した裁判官が「どのような事情があって，生きるに値しない生命を抹殺するのか」という疑念を持っていることについて，シュレーゲルベルガーは，帝国司法機関の長としての職務を利用して，国家社会主義の国家に目的意識的に，そして 1 人の例外もなく統合することにとって，そのような疑念は取るに足りないものであると説明した。国家は，司法からいかなる妨害も受けない。司法は，今後は二度と「総統の意思と矛盾し」ないことの対価として賃金を受け取るのである。

ブラックとハイデは，シュレーゲルベルガーに続いて講演を行った。もしかすると会議の出席者が抱くかもしれない疑念を払拭するために彼が行った努力を引き継いだ。ブラックは，1933年 9 月 1 日付けの「安楽死令」の複写を提示して，問題になっているのは生きるに値しない生命を抹殺することではなく，「重度および最重度の病者とその親族のための救済措置を講ずること」であると指摘した。彼は，偽装装置を正当化し，作戦を行政技術的に遂行する仕方を説明した。ハイデは，医学的な選抜基準と選抜手続を解説し，抹殺されるのは，施設の内部においても，共同体の生および生殖活動の生にとって活用しえない不治の病者だけであると指摘した。最後に彼は，容姿に問題のある約50人の病者の写真を見せた[62]。

見ていた人の報告によれば，その場に居合わせた出席者のところで，「その後は氷のように冷たい沈黙」が支配した[63]。少なくとも，もはや議論が始まる余地はなく，それを求めることもなかったようである[64]。シュレーゲルベルガーは，この会議の議事を次の言葉で締め括った。「この措置のために，総統は法的に妥当する指令を出されました。そうである以上，安楽死の実行に関して疑念が生ずる余地はもはやあり得ません」[65]。彼は最後にもう一度，1941年 4 月22日付けの回覧命令を示して，検事長全員に対して，本件の事案に関する詳細な請願と告発に手を加えずに帝国司法省に提出するよう命じた。上級州裁判所には，作戦とその基礎である「指

令」を州裁判所長官に伝えるよう指示が出された。作戦は，その他の司法機関と法律家に対して引き続き秘密裏に実行するものとされた。

司法省は，その後も「総統官房」に対して一方的に協力する関係を維持した。とくにフライスラーは，最初はボーラーを謀殺罪で告発することを支持していたが，今では指導に従う意思のあることを示すようになった。1941年6月，彼は，上級州裁判所長官と検事長が提出した通常の状況報告の内容をボーラーに伝えることを申し出た。その限りにおいて，安楽死に関するうわさと，国民の間で知られるようになった事実を伝えることになった。「総統官房」は，偽装する際に生ずる欠陥を調査するために，申し出のあった支援を活用することにした。1941年8月，ブラックは，フランクフルト・アム・マインの上級州裁判所長官の状況報告を通じて，ハルトハイム治療院がまだ送っていない報告書があることを知らされた。それを受けて，フライスラー宛てに手紙を書き，その中で苦情を内容とする報告書の書面の複写を送るよう，次のように依頼した。

「それが送られれば，私はその報告書の日付を確認することができるでしょう。その治療院では，ついこの間，指導部が入れ替えられました。以前の指導部は策略的であり，さらに言えば，その一部は正しい立場には全く立っていませんでした」[66]。シュレーゲルベルガーは，これに基づいて，煩わしい区裁判所判事のクライシヒに辞職するよう求めたこと，しかも自ら起こした懲戒手続を継続することに疑念を表明した。「KR.博士の行動は，下劣な心情ではなく，氏の宗教的確信から出たものなので，この手続が最高刑である絞首刑に行き着くとは思っていません。その代わりに，1939年10月21日の官吏のための総統恩赦令（帝国法令集第1巻2103頁）が適用されるかもしれません」[67]。実際にもクライシヒは，国家社会主義が支配した期間，ほとんど邪魔されることなく生きることができた。

それにもかかわらず，国民の不安は続き，最上級の司法当局の状況報告書は，引き続きそのことについて報じた。司法に対する非難もまた減少せず，むしろ増加した。そのような時，1941年10月17日にケルン検事長のところに1通の告発状が届けられた。告発状は，次のように書かれていた。「精神病者が殺害されていることを理由に苦情を寄せ，告発もしました。しかし，それら全てに対して，ベルリンからの指示があったことを理由に全く対応がなされていません。司法省にも請願しましたが，同じように対応はありません。この案件に対して何らかの方法で対応することは，全ての公的機関，とりわけ検事局に対して厳重に禁止されています。抗議を行っても，苦情を出しても，『帝国の極秘事項』として扱われ，黙殺されています。……そのようなことをするために，わが国の検事局は雇用されているのでしょう

か。しかも，手続全体は健全な民族感情に対応してもいません。国民のつぶやきに耳を傾けるべきではないでしょうか……」[68]。教会の抗議も強まった。リンブルクの牧師のヒルフリッヒ博士は，ハダマールの絶滅治療施設の周辺の状況について，シュレーゲルベルガーに宛てた1941年８月13日付けの手紙の中で次のように書いた。「子どもたちは，相手に対してののしりながら，このように言っています。『お前は，頭がおかしいから，ハダマールに行って，焼釜に入るんだ』。結婚を希望していない人々やその機会のない人々に対しては，『結婚しなさい。ただし，子どもを産んではダメ。その後は，熱湯消毒用の鍋に入るんだ』。老人に対しては，次のような言葉が聞こえてきます。『国立病院へ入院しないで。老人は食べることはしても，役には立たないので，精神薄弱者の後ろに一列に並んで』と」。牧師は絶望的な警告を発して，モーセの十戒の第５戒律がこれ以上破られることのないように，本年７月16日の牧師用覚書の意味における防止策を講ずるよう，はっきりとお願い申し上げます」[69]。

シュレーゲルベルガーは，第５戒律を破ることを望んでいたのであろうか。彼は後に法律家裁判において，「権威ある集団，とくに教会関係の集団から出された苦情を転送し，それによってその措置を政治的理由に基づいて中止するよう目指す」[70]ことが，自分の戦術であったと述べた。おそらく彼はそのように述べることによって，ランマースへの転送を意味していたのであろう。それは，彼に必要なことでもあったからである。しかし，ギュルトナーが語っていた省にとっての「痛み」は，「総統官房」と司法省が協力関係にあろうとも，また最上級の司法機関が情報を提供しようとも，上記の引用された手紙が裏付けているように，取り除かれることはなかった。

1941年８月３日，ミュンスターの牧師のグラーフ・フォン・ガーレンは，説教の中で安楽死作戦を非難するまでに至った。「人には『生産性のない』同胞――お気の毒な寄る辺なき精神病者がそれに該当する――を殺す権利があるということを認めるならば，あらゆる生産性のない人々，労働と戦争に適していない人々を殺害することが解禁されてしまうでしょう。私たちが年をとり，老衰して，それゆえに非生産的になったときに，私たち全員を殺害することが解禁されてしまうでしょう」[71]。フォン・ガーレンの言葉はすぐに広まり，秘密を守り続けることは，これによって最終的に破られることになった。

1941年８月24日，ヒトラーは，「Ｔ４作戦」を中止するよう，司令部からブラントに指示を出した。それを受けてブラントは，この指示を電話でボーラーに伝えた[72]。安楽死を「中止」するヒトラーの決断は何に起因していたかというと，それ

は何よりも教会の抵抗，とくにフォン・ガーレンの説教に起因していた。ランマースもまた後にニュルンベルクの医師裁判に証人として出廷し，「ヒトラーに苦情を申し立てた」ことによって，「ようやく全ての作戦が中止される」[73]ようになったと，自らの功績を讃えた。最終的にシュレーゲルベルガーもまた，苦情の転送という彼の「戦術」が「功を奏した」[74]と，法律家裁判において意識的に自慢して見せた。

しかし，「功を奏した」と受け止める理由などなかった。というのも，殺害は引き続き行われたからである。しかも，それは殺害方法を組織的に変更して行われたのである。犠牲者は，もはやガスで殺されなかった。彼らは今や制度的に餓死させられた（いわゆる飢餓食がそれである）。治療施設にはもはや暖房が入れられることはなく，衰弱した病者は密かに薬物の過剰投与によって殺害された。集団をまとめて大量に殺害することに比べると，個別的に殺害する方があまり人目につかないという点で責任者にとっては有利であった。治療施設におけるガス殺は，1941年８月まで行われ，その間に７万人を超える病者が犠牲にあった[75]。引き続き戦争終結まで，いわゆる「安楽死」が行われ，さらに10万人以上の人々が殺された。登録用紙による病者の把握も追求された。いわゆる「児童安楽死」のような事例がそれである。ただし，ガス殺作戦は，人口密度の高い「旧帝国」の領域から侵略された東部のあまり人口密度の高くない地域へと移され，実行された。そこでは，経験豊富な「Ｔ４」担当者が仕事に従事させられた。犠牲者は，最初は「身体に障害あり」と識別された強制収容所の被収容者であったが，その後は最終的に数百万人のユダヤ人，放浪者も犠牲になった[76]。

いわゆる「安楽死の中止」はなされたが，ある目的は達成できたようである。それは，抗議が減少したことである。そのおかげで，病者の殺害に関する限り，司法省にとっての「痛み」と「厄介な状況」はなくなった。

とはいえ，シュレーゲルベルガーがとった態度によって，「安楽死作戦」に終止符が打たれたというよりは，むしろそれが加速されたことに変わりはなかった。それどころか，彼は司法機関に対して，職務上果たすべき捜査義務と法律上の聴聞の保障義務に違反するよう命令したのである。司法機関から出される異議と抗議を排除しようと務めたのは，彼であった。確かにそれを完全には実行しなかったが，それを試みたのである。「総統官房」と協力関係を築くことを始めたことによって，司法機関の内密な状況報告を自分の目的に利用するために引き合いに出すことを可能にしたのも，結局のところ彼であった。その結果，司法は作戦の間接的な支援者になったのである。シュレーゲルベルガーは，はきはきした言葉を用いて場当り的

に振る舞った。それに対して抗議は続いた。それは，勇気を振り絞った，そして部分的には絶望した抗議であり，その姿を見られることをはばかるように続いた。それはわずかな意味しか持ち得なかった。

シュレーゲルベルガーが，後に法律家裁判において，彼の担当弁護人のクブショク博士から，安楽死作戦にどの程度関与していたのかと質問されたとき，彼は自己の役割を全面的に正当化する機会を得た。「私がそれ以外のことを行うことが，果たしてできたでしょうか。私は今質問を受けていますが，私はその可能性を否定せざるを得ません。私はその事柄についてあれこれと考えることはしていました」[77]。彼は，ヒトラーがボーラーとブラントに宛てた委任状の内容を引用し，この委任状が法律としての性質を持っていたかどうかと問題を提起した。「私は，持っていたと肯定的に見ています。その結論として，私の考えでは，ヒトラーから委任状が送られた医師は可罰的な行為を行っていないということになります」。

この立法論の専門家は，数冊の研究書を執筆したことがある。例えば，『立法の合理化のために』という表題の研究書は，1928年以来，数回の版を重ねて出版されている。彼は，裁判官と同僚に対して，自己の見解を詳細に根拠づける努力をした。「ここでは区別をしなければなりません。ヒトラーは，ボーラーとブラントに委任しました。それが法律に基づいていないことは疑いありません。それは，省の職務を指揮せよと私に与えられた委任と同じ行政的な措置でした。ボーラーとブラントによって選び出された医師の範囲は拡大され，独裁者の権力を満たすために，その医師の権限もまた拡大されました。ただし，それは法律的な性質を備えていました。この法律が側近の関係者にしか知られていなかったからといって，法律的な性質が否定されるわけではありません。形式的な法律の場合であっても，公布が必要不可欠であるとは解されていません。このように述べることが許されるでしょう。例えば，その例として帝国防衛法を挙げることができます。それは公布されていません。だからといって，それに拘束力がないとはいえません」。しかし，シュレーゲルベルガーが，「ヒトラーの委任状が送られた医師」は可罰的な行為を行っていないと明言したとき，彼は少なくとも最初のうち示唆した本質的な論点を無視してはいなかった。しかも，それは考えた上での発言であった。ヒトラーの定式によれば，「その病状を精査し評価した結果，不治の病者」に慈悲深い死を与えることが許可されたが，彼はそれに全く言及しなかった。申請書に基づいた選別手続は，すでに取り止められていた。シュレーゲルベルガーもそれを知っていた。彼は，この作戦において「慈悲深い死を与える許可」が与えられたことを認めなかったのである。それは，彼が「飛行士の家」で開催された会議に出席したときに，

「生きるに値しない生命の抹殺」について話したことを暴露したも同然である。だから，ブラックはこの点においてシュレーゲルベルガーの言葉をはっきりと訂正しなければならなかったのである。ゆえに，この点について逆に問題になっているのは，「重度および最重度の病者の救済手段の実行」であると主張したのである[78]。

しかし，シュレーゲルベルガーは，彼が指導する裁判官が作戦を法学的な見地から評価するにあたり，自分に従うのは困難であることを認識していた。それゆえ，本件の案件に関する事案を手を加えずに送るよう検事長に指示を出したことを正当化して，次のように述べた。「しかしながら，ボーラーとブラントに宛てたヒトラーの委任状は，法律ではなかったので，精神病者を殺害したことには法的な根拠はありません。従って，医師は可罰的な行為をしたことになります。しかし，ヒトラーは彼に制定権限のある法に基づいて，直ちに医師に対する処分を打ち消すでしょう。しかも，そのような介入は，医師の訴追に限定されていません。そのような殺害への幇助者としてのヒトラー自身にも介入はなされるに違いありません。しかし，事の性質上，同じ介入をすることは不可能でしょう。そのため，疑問は次のことに集中しました。始めから完全に望みのない方法を提案する。あるいは，安楽死措置を変更するあらゆる可能性を否定し，医師に裁量を与えない方法を提案する。さらには，安楽死措置を中止するために別の方法の可能性を模索する。私は後者の方法を模索し，安楽死措置を中止する私の目的を達成することを目指しました。これをどのように評価することができるでしょうか。全体的な状況がどうであったのか，そして独裁者の権力と意思がどのようなものであったのか，これらの視点からしか評価できないと思います」。

安楽死の措置を講じた医師と他の責任者に刑事訴追を威嚇することによって「安楽死作戦」を阻止することは，およそ不可能であった。そうである以上，シュレーゲルベルガーの態度は正しかったと認めざるを得ないであろう[79]。ただし，医師には責任を負わせないとヒトラーが医師にした約束は，それを阻害する要因になった。しかし，シュレーゲルベルガーの言い訳には，彼自身の告白が含まれていた。生命の危機が問題になっているとき，彼が代表していたのは法と法律を擁護しえない司法省という機関であったという告白である。彼自身が「安楽死措置の中止」をもたらしたと主張することによって，彼の意識的な正当化は頂点を極めた。彼は，無辜の犠牲者に対する未曾有の大量殺人に関わっていなかったと主張した。確かに彼は，ギュルトナーがいかにその事案に関わったかを指摘し，彼自らがボーラーに対して「事案の恐ろしさ」をはっきりと示した。それにもかかわらず，「ヒトラーの委任状が送られた」医師の行動を適法なものとして正当化することをアメリカの

裁判官の前で試み，比較的分別のある方法を用いて自己の役割を描いて見せたのである。教会から彼に対して個人的に請願が行われた。それは絶望的な請願であり，彼はそれに対して一定の方法で対応したが，彼はそのことについては一言も触れず，他人にも語らせなかった。確かに自らが被告人である以上，それは当然のことなのであるが，一言も触れなかった。もし彼の「戦術」的なやり方が作戦の中止を目指していたとしても――彼はギュルトナーとは対照的に中止を促さなかったのだが――，そうしたのは，司法が受ける損失を限定的なものにするためでしかなかった。

シュレーゲルベルガーが飛行士の家で開催された会議に出席したことは全く語られなかった。訴追機関がこの会議に参加させられたことも全く語られなかった。それだけに，1946年12月 9 日から1947年 7 月19日にかけて，安楽死作戦が最大の争点であったいわゆる「医師裁判」がその同じ建物で開かれたのは奇妙なことであると言わなければならない。この裁判に起訴されたブラックは，「飛行士の家」の会議が開催されている間に行われたシュレーゲルベルガーの指導を引き合いに出した。「安楽死の事案」を全て，手を加えることなく送るように。それがシュレーゲルベルガーの指導であった[80)]。

全体的に見て，いわゆる「安楽死作戦」に対する法律家の責任は，法律家裁判では副次的な論点でしかなかった。精神病者の殺害は，第 3 訴因第27号「人道に対する罪」として起訴された。この点について，起訴状には次のように書かれていた。「精神病院に搬送された数千のドイツ市民と他国の国民は，制度に基づいて殺害された。この犯罪は，本件の起訴状の第 2 の第15項目において個別的に挙げられた。この項目は，これによって本件起訴状の本質的部分になっている。被告人ラウツ，シュレーゲルベルガーとヴェストファールは，この犯罪に対して特別の責任があり，この犯罪に関与したことに責任を負っている」[81)]。

シュレーゲルベルガーの弁護団は，この点について，アメリカの法律家を納得させたようであった。というのも，検察官側はその後もはやこの争点にほとんど立ち入らなかったし，裁判所もまた判決において立ち入らなかったからである。イェルク・フリードリヒの命題であれば，それとは別の理由づけをするかもしれない。それによれば，裁判官の着眼点は，とくに疑いの余地のない国際法違反を内容とする犯罪に集中し，そのわりに帝国公民に対する非政治的な司法犯罪を処罰するに際しては控え目であったという理由づけである。というのも，そのような司法犯罪に対して，自ら管轄権を有しているかどうかさえ疑わしかったからである。シュレーゲルベルガーの弁護人のクブショク博士が最終弁論において，この点に関して以下の

ように確認し，それについて詳しい説明を述べたことも，フリードリヒの命題を支持するものであった。「安楽死令」が外国人にも適用されることについて，シュレーゲルベルガーが一定の時点で認識するようになったことを証明する証拠はない[82)]。

1） Völkischer Beobachter vom 7. 8. 1929; zitiert nach Klee, "Euthanasie" im NS-Staat - Die "Vernichtung lebensunwerten Lebens", S. 31 f.
2） Broszat, Der Staat Hitlers, S. 34.
3） Fest, Hitler, S. 298.
4） Haffner, Anmerkungen zu Hitler, S. 102.
5） Platen-Hallermund, Die Totung Geisteskranker in Deutschland, S. 17.
6） Binding/Hoche, Die Freigabe der Vernichtung lebensunwerten Lebens.
7） Mitscherlich/Mielke, Medizin ohne Menschlichkeit, S. 184.
8） Mitscherlich/Mielke, a.a.O., S. 210.
9） Klee, a.a.O., S. 78.
10） Gruchmann, Euthanasie und Justiz im Dritten Reich, in: VfZ 1972, S. 235 ff (S. 240).
11） Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 204).
12） Abdruckt u.a., in: Klee, Dokumente zur "Euthanasie", S. 85; sowie in, Klee, a.a.O, S. 100.
13） Klee, "Euthanasie" im NS-Staat, S. 100 f.
14） Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4416.
15） Klee, a.a.O., S. 166.
16） 犠牲者を捕らえ，集め，殺害したことの描写ならびに作戦行動を偽装するための措置については，本稿の枠内では概括的にしか論じられない。その限りでは，それに関する特別の資料を提示することができないので，重要な点に関しては，本稿は次の著作に準じている。Klee, a.a.O., S. 90-165; Mitscherlich/Mielke, a.a.O., S. 185-195; Gruchmann, Justiz im Dritten Reich, S. 503 ff.
17） Abdruckt u.a., in: Mitscherlich/Mielke, a.a.O., S. 190; und in: Klee, a.a.O., S. 93.
18） Mitscherlich/Mielke, a.a.O., S. 196.
19） Zitiert nach Klee, Dokumente zur "Euthanasie", S. 229 f.
20） Vgl. die Aussage von Dietrich Allers, Geschäftsführer von "T4" über die Schwierigkeiten der Geheimhaltung, abdruckt, in: Klee, a.a.O., S. 140 f.
21） Vgl. Darstellung bei Klee, "Euthanasie" im Staat, S. 207-211.
22） Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 256).
23） Zitiert nach Klee, Dokumente zur "Euthanasie", S. 230. Vgl. auch den Brief des Oberlandesgerichtspräsidenten im Bamberg vom 1. März 1941 an Schlegelberger. この書簡は次のものに掲載されている。Klee, a.a.O., S. 326, der ähnlich lautet.
24） Klee, a.a.O., S. 207.
25） Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4328.

26） この書簡の全文は次のものに掲載されている。Klee, a.a.O., S. 201 f.
27） 第 3 帝国におけるクライシヒの運命は，次のグルッフマンの資料によって詳細に記録されている。Gruchmann, Ein unbequemer Amtsrichter im Dritten Reich, in: VfZ 1984, S. 463 ff.
28） Zitiert nach Gruchmann, Euthanasie und Justiz im Dritten Reich, in: VfZ 1972, S. 235 ff (S. 248).
29） Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 246 f).
30） 本協議におけるギュルトナーの発言のこの部分の引用と以下の引用はブラウネからのものである。それは次のものに掲載されている。Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 247).
31） Vgl. Klee, "Euthanasie" im Staat, S. 211.
32） So Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4412.
33） この引用で問題にされているのは，1940年 7 月10日のギュルトナーの覚書である。それは次のものに掲載されている。Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 245).
34） 話し合いの内容に関するクライシヒの報告は，次のものに掲載されている。Klee, Dokumente zur "Euthanasie", S. 204.
35） So Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4413.
36） Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 247 f).
37） Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 248).
38） グルッフマンによると，この話し合いとその後の協議は，さらに1940年 7 月に行われた。Vgl. Gruchmann, Ein unbequemer Amtsrichter im Dritten Reich, in: VfZ 1984, S. 463 ff (S. 470).
39） それを掲載しているものは，Klee, a.a.O., S. 204 ff.
40） Gruchmann, Euthanasie und Justiz im Dritten Reich, in: VfZ 1972, S. 235 ff (S. 251).
41） Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4413.
42） Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4413.
43） Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 246 f).
44） Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 254).
45） Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 253).
46） Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4414.
47） So die Aussage Braunes in seiner Niederschrift v. 12. 9. 1946, Nürnberger Dok. NO-895).
48） ギュルトナーの証言は，彼がブラウネ，フォン・ボーデルシュヴァイクおよびザウエルバッハ教授との協議において発言したものである。引用はそこからのものである。Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 247).
49） その書簡は，次のものに掲載されている。Klee, a.a.O., S. 207 f.
50） 両書簡は，次のものに掲載されている。Klee, a.a.O., S. 208 f.
51） 裁判官はそのように証言している。それは次のものに掲載されている。Klee, a.a.O., S. 208 f.
52） その手紙の全文は，次のものに掲載されている。Klee, a.a.O., S. 210.

53） Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4414.
54） Formulierung von Schlegelberger im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4414.
55） その書簡の全文は，次のものに掲載されている。Klee, a.a.O., S. 213.
56） それは，シュレーゲルベルガー自身が法律家裁判で示したものである。Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4414.
57） それは次のものに掲載されている。Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 266).
58） Klee, a.a.O., S. 330.
59） Vgl. dazu Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 271).
60） 回覧命令は次のものに掲載されている。Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 271).
61） 会議の議事録の全文は，次のものに掲載されている。Klee, a.a.O., S. 216 ff.
62） そのような叙述は次のものにある。Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 273). ブラックとハイデの講演は，ケルン上級州裁判所長官のベルクマン博士の記録に掲載されている。Klee, a.a.O., S. 319 f.
63） ベルリンの検事長がそのように定式化している。Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 273).
64） いずれにせよ，この点に関して後に質問を受けた出席者は，グルッフマンによれば後にこのように説明したようである。Vgl. Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 274 u. Fn. 128). ハイデは，後に次のように証言した。「およそ議論など行われなかったというが，それも間違いです。むしろ私ははっきりと記憶していますが，委員会の諸氏の全員が疑問を提起していました。ただし，その疑問は公布やその法的基礎には関連していませんでした。安楽死が法学的領域に持ち込まれる限りにおいて，安楽死の実際の問題に関連する質問を，例えば戸籍役場の係官，後見裁判所の職員，その他の人々が提起していました」。
65） Aussage Bracks im Nürnberuger Ärztprozeß, Protokoll, Bl. 7696. Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 274).
66） 引用は次のものによる。Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 267 f). 総統官房が自分の失敗を覆い隠すために提供された救済策を利用した。それ以外の事例を次のものが列挙している。Klee, a.a.O., S. 330 f.
67） その書簡の全文は，次のものに掲載されている。Gruchmann, Ein unbequemer Amtsrichter im Dritten Reich, in: VfZ 1984, S. 463 ff (S 485 ff).
68） Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 276).
69） その書簡の全文は，次のものに掲載されている。Klee, a.a.O., S. 231.
70） Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4414.
71） Zitiert nach Klee, a.a.O., S. 335.
72） Vgl. Gruchmann, Euthanasie und Justiz im Dritten Reich, in: VfZ 1972, S. 235 ff (S. 278).
73） Aussage Lammers beim Nürnberuger Ärztprozeß, Protokoll, Bl. 2692. Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 278 Fn. 141).
74） Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4414.
75） 1941年９月１日までにガス殺された人の数に関するＴ４内部の統計がそのように公表し

ている。Klee, a.a.O., S. 232 ff.

76） Vgl. Kogon/Langbein/Rückerl u. a. (Hrsg.), Nationalsozialistische Massentötungen durcge Giftgas; sowie Nowak, Euthanasie und Sterilisierung, S. 84 f.

77） Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4414.

78） Vgl. die Notizen des Kolner Oberlandesgerichtspräsidenten Bergmann. それは次のものに掲載されている。Klee, a.a.O., S. 219 f.

79） 以下のものもこれを確認している。Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 278).

80） Aussage Bracks im Nürnberuger Ärztprozeß, Protokoll, Bl. 7696. Zitiert nach Gruchmann, a.a.O., S. 235 ff (S. 278).

81） Zitiert nach Ostendorf/ter Veen (Hrsg.), Das "Nürnberuger Juristenurteil", S. 110.

82） Schluss-Plädoyer Dr. Kubuschoks im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 9513.

## 第 9 章　「遺伝性疾患の子孫の予防」のための法律に基づく断種措置

民族の財政にとって負担となっている病者をいとも簡単にガスで殺害することが，民族の福祉の意味において正当化された。それによって，いわゆる遺伝性疾患の病者に対して，その意に反して断種措置を講ずることが，それと同じ理由によってようやく正当化されるようになった。少なくとも，この点においてシュレーゲルベルガーは国家社会主義者の無慈悲なイデオロギーを体得していた。だから彼は1938年に執筆した論文「第 3 帝国におけるドイツ法の発展」の中で次のように書いたのである。「個々の人間が自らの能力を肉体的，精神的および人倫的な最高水準にまで発展させうるときにのみ，個人主義に対する闘争，すなわち民族全体への背理に対する闘争は，勝利を約束する」。彼は続けて述べた。「ドイツ人の肉体的健全性には，公的な厚生制度と医師の配慮を通じて，格別の配慮が向けられてきた。この目的に役立ったのが，遺伝性疾患のある子どもを防止するための法律であった。子孫が重度の身体的または精神的な遺伝性疾患に苦しむことが，医学的経験に基づいて高い蓋然性をもって予期しうる場合には，その法律によって，遺伝性疾患の人々の不妊（断種）が許される」[1)]。

その法律は，ギュルトナー大臣が司法省を代表して出席した1933年 7 月14日の閣僚会議において決定された。その草案は，帝国内務大臣フリックによって提案された。この時期にはまだ副首相を務めていたフォン・パーペンは，その草案がカトリック教会の承認を受けないことを理由に反対し，少なくとも「該当者が自由意思に基づいて決定したか，あるいは病者が異議申立することを選べることが規定されている場合にだけ，不妊を行うことが認められる」[2)]という水準にまで草案を改め

ることを要請した。しかし，ヒトラーはその要請を拒んだ，なぜならば，あらゆる措置を講ずることが「民族の維持に役立つ」からであり，そのような介入は「小規模」であるだけでなく，「一方で遺伝性疾患の人々が相当数増え，他方でその間にも健康な数百万人が生まれてこないという事態から出発するならば，道義的に議論すべき余地などない」からであった。

しかし，法律の公表は，ともかく1933年7月25日に延期された[3)]。それは，同じ閣僚会議において承認された教皇庁との宗教協約を反故にしかねず，それを回避するためであった。その法律が施行されたのは，1934年1月1日であった[4)]。断種法の理念は，新しいものではなかった。すでに1932年に，それに関するプロイセンの法律案が起草されていた。一方でプロイセンの草案が断種されるべき者の同意を要件――まさにフォン・パーペンが要求した要件――としていたが，他方で帝国法では一度断種が決定されると，被害者にはそれに反対する機会は与えられなかった[5)]。

その法律は，第1条において，法律効果として強制処分が課されうる対象として，次のものを挙げていた。精神薄弱，統合失調症，循環精神病（躁鬱病），遺伝性疾患，遺伝性舞踏病（ハンチントン舞踏病），遺伝性視覚障害，遺伝性聴覚障害，重度遺伝性の身体的奇形ならびに重度のアルコール依存症がそれである。第2条および第3条によると，病者本人，その後見人，厚生技官または治療養護院の利用者のために，施設の責任者が断種の申請をすることができた。申請機関として「優生裁判所」が設置され，1人の区裁判所判事と2人の医師が配置された。優生裁判所は，区裁判所の附属機関であった。控訴審と上告審としては，上級優生裁判所が設置され，それが附属する上級州裁判所から1人の判事と2人の医師から構成された（例えば，同法4条，5条，6条，9条，10条）。

裁判所の判断は，その判決手続において示されるが，それは非公開であった（7条，8条）。その手続や外科的侵襲の実行に関与した人には守秘義務が課され，それに違反した場合には罰金または拘留に処せられた（15条）。第7条第2項は，証人または鑑定人として質問に答えた医師は，守秘義務を「顧慮することなく」証言する義務があると定められていた。インゴ・ミュラーは，その著書『恐るべき法律家』の中で，裁判所が断種法の諸規定を適用するにあたり，行き過ぎた適用や拡張的な解釈をしたことを裏付ける数多くの事例を挙げている[6)]。

最終的に不妊が決定された場合，不妊は第2条が定めているように，「不妊される人の意に反してでも実行することができる」とされていた。警察機関に勤務する専門医は，その場合，「必要な措置」を提案しなければならなかった。直接的な強

制力を行使することは，他の措置では十分でない場合には許されると説明された。

どのような疾病が強制的な断種措置を根拠づけるのかは，どうにか知り得た。措置をとった場合に起こりうる最悪の事態は，侵襲による生命の危険であった。インゴ・ミュラーは，断種措置がとられた全体で約35万人のうち，１万７千５百人が死亡する被害にあったと述べている[7)]。その限りで言えば，ヒトラーが開戦直後に精神病者の殺害を命じたとき，たとえ全面的ではなくても，幅広く断種を中止する命令が同時に施行された。クレーは，医師が軍隊に必要とされたことが断種の数が減少した理由であると指摘している[8)]。

シュレーゲルベルガーは，法律家裁判において訴因第２第15項目（戦争犯罪）と第３第27項目（人道に対する罪）について，断種法との関連において行われた蛮行に対する責任を追及された[9)]。しかし，非難の矛先は，強制断種それ自体やそれによって引き起こされた疾病，また死の犠牲そのものではなかった。非難の矛先が向けられたのは，むしろ法律に基づいて「数千人のユダヤ人」に断種措置が講じられたこと，優生裁判所が規定を「歪曲」した結果，ドイツの民間人と他の諸国の国民が被害を受けたことであった。それゆえ，シュレーゲルベルガーもまた裁判が進む中で次のように説明したのである。訴追機関がその法律自体を損ねたとは思いません。その法律は，その実務において，人種的または政治的な理由から濫用されたということだけを主張しますと[10)]。そして弁護側はこの問題に限定して，最終弁論を行った。その際，裁判所の明示の同意に基づいていた[11)]。裁判の過程において，強制断種の犠牲者が証人として質問を受けたのは確かである。しかし，弁護側は証拠調べが終了した後，次のことを主張できると確信した。すなわち，政治的な恣意的行為が行われたのは，警察の実務においてだけであって，優生裁判所は「政治的に中立の構成要件を，個々の点において検討すること」を試み，判決を言い渡したのであると。そのため，断種に関連した措置は，もはや法律家裁判の判決の中で見られることはなかった。

この中にも，イェルク・フリードリヒの命題を確認することができる。裁判官は，とくに疑う余地のない国際法違反を内容とする犯罪に関心を集中させたという命題である。強制断種を合法と宣言した法律が――ラートブルフ公式の意味における――法律の形をした不法という構成要件を充足しているかどうか，たとえ多くの事柄がそれを肯定的に示していても，少なくとも文献の上では長い間そのような主張は見られなかった。戦後，シュレーゲルベルガーや他の残党は責任をとらなかった。司法省の責任者であれば，その法律に対する責任を引き受けなければならないことは明らかである。司法省は，断種の実施に関する判断をその法律によって構成

し，断種に法治国家性と正義の概念を与えた。そして，そうすることによって，自ら国家社会主義の人権軽視の人種・人口政策の幇助犯となったのである[12)]。

1） Schlegelberger, Die Entwicklung des deutschen Rechts im Dritten Reich, 1938, S. 5 f.
2） Vgl. hierzu und zu den folgenden Zitaten Repken (Hrsg.), Die Akten der Reichskanzlei, Regierung Hitler 1933-1938, Teil I 1933/34 Bd. I, S. 664 f.
3） Nowak, "Euthanasie" und Sterilisierung im Dritten Reich, S. 65.
4） RGBl. 1934 I, S. 529 ff.
5） Vgl. Klee, "Euthanasie" im NS-Staat, S. 36.
6） Ingo Müller, Furchtbare Juristen, S. 129.
7） Müller, a.a.O., S. 128; vgl. auch Klee, a.a.O., S. 49.
8） Klee, a.a.O., S. 86.
9） Nachzulesen bei Ostendorf/ter Veen (Hrsg.), Das "Nürnberger Juristenurteil", S. 108/110.
10） Aussage Schlegelbergers im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 4416.
11） Schluss-Plädoyer Dr. Kubuschoks im Juristenprozeß, Protokoll (d), S. 9512. それは次のものに掲載されている。Ostendorf/ter Veen (Hrsg.), a.a.O., S. 240.
12） So Ganssmüller, Die Erbgesundheitspolitik des Dritten Reiches, S. 60.